

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、酒田市地域農業協議会の活動、酒田農業振興協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・土地利用調整委員会の開催 ・酒田農業振興協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象にならないため、取り扱う開発案件は砂利採取に係わるものがほとんどである。現況農地の場合は農地法一時転用許可、現況山林、原野の場合は農振法開発許可の対象となり、砂利採取現地調査等においてどちらの制度を適用するか判断する。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は市民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>八幡農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和45年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年3月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、八幡町振興審議会、八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・八幡町地域農業確立対策推進協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる(農業委員会)。八幡町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農業委員会で、手数料は税務住民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>松山農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和46年度 計画策定 昭和46年度 最終 平成11年1月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、松山町農業振興・経営対策推進会議の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・松山町農業振興・経営対策推進会議の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる(農業委員会)。松山町においては、農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>平田農業振興地域整備計画</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき農業振興地域整備計画書を作成する。</p> <p>地域指定 昭和47年度 計画策定 昭和48年度 最終 平成11年4月 基礎調査は平成16年度の予定</p> <p>自然的社会的経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図り、整備計画に基づく農業振興地域の土地の合理的利用及び農業生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、生活環境施設の整備等各種施策を推進するため、平田町農業振興対策協議会の開催等による、整備計画の整備促進に努め、各種施策の計画的な実施を促進する。</p> <p>・平田町農業振興対策協議会の開催</p> <p>【内容】 農業振興地域の整備に関する法律第15条第15項(農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>【事務手続等】 一般的には農地転用許可に係わる開発は本制度の対象ならず、農地法の対象となる。(農業委員会)平田町においては農振除外と農用地区域の用途変更の手続きを行っている。</p> <p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は税務町民課にて諸証明として取り扱っている。</p>	<p>農業振興地域整備計画については、合併時までに調整し、新市において策定する。</p> <p>各市町とも、平成16年度に基礎調査(準備作業)を実施し、平成17年度に計画を策定予定だったため、準備作業等は合併時までに、新市において新計画を策定する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 農業振興地域整備計画については、合併までに調整し、新市において策定する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興地域整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【名称】 酒田農業振興協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 酒田農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 市長、市議会経済常任委員長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、農業普及課長、土地改良区理事長、森林組合長、生産組合協議会長、各地区農業振興協議会長</p>	<p>【名称】 八幡町地域農業確立対策推進協議会</p> <p>【目的】 八幡町地域の特性をいかした農業を計画的かつ積極的に推進し、農業基盤の整備と近代的農業経営を図るため設置する。</p> <p>【協議事項】 水田農業の確立と農業生産の再編対策に関する事項。 山林、原野等未利用資源の活用に関する事項。 地域特産品の開発に関する事項。 農業集落むらづくりの推進に関する事項。 その他農林業振興に関する事項。</p> <p>【組織】 町長、町議会代表、農業委員会会長、JA組合長、農政事務所、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町消費者連絡協議会、町内農協理事、生産者代表</p>	<p>【名称】 松山町農業振興・経営対策推進会議</p> <p>【目的・協議事項】 町の農業振興を図るため、農業振興地域整備計画、水田農業経営確立対策事業計画、及び経営構造対策事業計画等の重要事項について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会会長、酒田農業普及課長、土地改良区理事長、生産組合長連合会会長、町内農協理事</p>	<p>【名称】 平田町農業振興対策協議会</p> <p>【目的】 農業・農村の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために設置する。</p> <p>【協議事項】 平田町農業振興地域整備計画について協議する。</p> <p>【組織】 町長、農業委員会長、JA組合長、農業共済組合長、森林組合長、農政事務所課長、農業普及課長、生産組合協議会長他</p>	<p>合併後、新たに定める。</p> <p>農業振興地域整備計画の策定に関する協議機関のため、新市において速やかに設置する。</p>
<p>【名称】 土地利用調整委員会</p> <p>【目的】 酒田農業振興協議会第5条第2号の規程に基づき、農業振興地域の土地利用に関することを協議するため設置。</p> <p>【協議事項】 農業振興地域の土地利用に関すること。その他委員長が土地利用の調整に関し必要と認めること。</p> <p>【組織】 農業委員会会長職務代理者及び同農地部会長、各地区農業振興協議会の代表者</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に新たに定める。
<p>【名称】 酒田市型21世紀農業・農村ビジョン</p> <p>【策定年】 平成10年3月</p> <p>【目的】 21世紀に向けた農業と農村のあるべき姿について、市民の共通の認識を確立し、農業・農村の将来指針となり、かつ農政展開のよりどころとして、また消費者である市民が、農業・農村に対する理解を深めるために策定した。</p> <p>【目標年度・期間】 平成9年度～17年度(50年の長期ビジョンだが、中間目標は総合計画終了年度と同期間とする。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	合併後に酒田市の例により策定する。

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2) 認定農業者制度については、合併までに調整し、新市において基本構想を策定する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業分科会

認定農業者制度

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本市の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得500万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、市の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 2名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援・経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・農業に関する情報提供 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター ・認定農業者の会への活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 1名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>【目的】 ・農業経営基盤強化促進法に基づく効率的・安定的な農業経営体の育成のため、本町の基本構想で示された農業経営の目標(1人当たり年間労働時間2千時間程度で年間所得400万円程度)に向けた農業経営改善計画の認定を受けた農業者の支援とその組織化を図る。 ・平成7年3月に農業経営改善支援センターを設置し、認定農業者を中心に経営改善支援活動推進員による経営相談・経営指導を行っている。</p> <p>【内容】 ・農業経営改善計画認定審査会 毎月10日まで提出された農業経営改善計画書を、農業経営基盤強化促進法、町の基本構想に照らして審査・認定 ・再認定への推進、指導 ・認定農業者情報の発行 ・研修会の開催、研修への派遣 ・農業経営改善支援センター 経営改善支援活動推進員 18名 ・認定農業者会議の活動支援</p>	<p>認定農業者制度については、合併時までに調整し、新市において基本構想を策定する。</p> <p>新市において、認定農業者の認定基準を統一した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)を策定する。なお、新たな基本構想が策定されるまでは、現行の基本構想による認定基準を運用する。</p>

認定農業者計画目標の現況

項		目	酒田市	八幡町	松山町	平田町	山形県(基本方針H12.1)
認定農業者 (個人)	認定基準 (一人当たり)	年間労働時間	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度	2,000時間程度
		年間所得	500万円程度	400万円程度	400万円程度	400万円程度	500万円程度
	認定者数	現況	715人	74人	64人	79人	6,848人(8月末)
		目標	703人	100人	70人	100人	
認定農業者 (農業法人)	認定数	現況		1組織	2組織		126組織(8月末)
		目標			3組織		

平成16年10月末現在

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(3) 米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

米の需給調整

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 7,173ha 水稻生産目標面積 5,309ha (水稻作付率 74.0%)</p> <p>面積配分方法 ・市一律の水稻単収(618.8kg/10a) ・生産者一律配分(74.0%) 10a以下、学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 生産調整説明会開催(13地区) 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,219ha 水稻作付配分面積 828ha (水稻作付率 69.6%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(584kg/10a) ・生産者一律配分(69.6%) 3.3a以下の経営面積の農家は除く 単収は共済基準を採用、H17見直し予定。 数量配分方法は各集落の基準単収を採用。 (平均単収積算資料から各集落ごとの単収を積算)</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策) ・地域とも補償</p> <p>事務日程 平成16年 1、2月 共済細目書の事前整備 2月 水稻作付面積の配分と生産組合長への説明 4、5月 共済細目書の整理 6月 生産目標数量の確定 6月 転作確認(協議会業務) 9月 水稻面積の確定(協議会業務) 12月 助成金概算払い(協議会業務) 平成17年 3月 助成金精算払い(協議会業務)</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 917ha 水稻生産目標面積 627ha (水稻作付率 68.4%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(587.5kg/10a) ・生産者一律配分(68.4%) 学校田は除く</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積仮配分 4月 確認野帳(共済細目書)整備 6月~転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>水田農業構造改革対策 【米数量調整円滑化推進事業】 平成16年度から新米政策が実施され、転作面積の配分から米の生産数量の配分へと移行された。 米の生産数量並びに面積の配分、確定が市町の主な業務となり、その他転作部分等においては地域水田農業推進協議会が主体となって進めていく事業となっている。</p> <p>平成16年度需給調整実施状況 水田面積 1,264.3ha 水稻生産目標面積 784.7ha (水稻作付率 68.98%)</p> <p>面積配分方法 ・町一律の水稻単収(586.6kg/10a) ・生産者一律配分(68.98%) 水田を所有するすべての農家に配分</p> <p>需給調整参加者へのメリット措置 【地域水田農業推進協議会における業務】 ・水田農業構造改革交付金(産地づくり対策) ・稲作所得基盤確保対策(米価下落対策) ・担い手経営安定対策(米価下落対策) ・過剰米処理対策(集荷円滑化対策)</p> <p>事務日程 平成16年 1月 生産調整面積配分決定 2月 区長・生産組合長合同会議開催 4月 確認野帳(共済細目書)農家より提出 6月 転作確認 12月 助成金概算払い事務 平成17年 3月 助成金精算払い事務</p>	<p>米の需給調整については、平成17年度の配分方法は現行のとおりとし、平成18年度に統一する。</p> <p>米の需給調整については、国からの配分が前年の11月、県から市町村への配分が12月と、通常の年度ではなく、米穀年度で実施されているため、平成17年度の農家配分についても、平成16年度中に決定される。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(4) 農林水産関係制度資金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
---------	--------------------------------------

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・林業水産分科会
----------	-------------------

農林水産関係制度資金【1市3町で同一制度(水産関係は1市の制度)】

農業総合振興資金利子補給補助事業	山形県基幹施設設置資金利子補給補助事業	山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助事業	果樹農家等経営安定緊急対策資金利子補給補助事業	調整方針
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業を総合的に振興するため、市町村が農業総合振興資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給割合 県10/10 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業近代化施設等の設置による農産物の生産条件の整備の促進を図るため、市町村が基幹施設設置資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給割合 県10/10 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園芸銘柄産地の育成推進を図るため、市町村が園芸銘柄産地育成推進資金を融資した融資機関に対して利子補給を行った場合、知事が当該市町村に対し予算の範囲内で利子補給補助金を交付する。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子補給機関 県、市町、融資機関 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹農家等において無登録農業問題に伴う果樹の価格低下により、農業収入が減少し、農業経営に支障をきたす果樹農家等に対し融資をした農業協同組合に対して利子補給を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が1.75%の利子補給を行った場合について、県がその3分の2の1.17%に相当する額を補助し、借入れした果樹農家等は無利子とする。 	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>1市3町において同一の制度であり、新市に制度及び借入者への利子補給とも引き継ぐ。</p>
スーパーL資金利子補給補助事業 (農業経営基盤強化資金利子助成事業)	認定農業者育成確保資金利子補給補助事業	漁業後継者育成資金利子補給補助事業		
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者が資金を借り入れて規模の拡大や経営の効率化を図ろうとする場合に、それを支援し、経営感覚に優れた安定的な農業経営体の育成を図るために利子補給を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金金利に応じて利子助成率が変動するが、山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に限り5年間無利子とする。 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者が機械の導入や農業施設の設備に必要な資金を借り受けて経営の効率化を図ろうとする場合、認定農業者に貸し付けた金融機関に対して利子補給を行う。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形県地域営農改善計画にある担い手として位置付けられた認定農業者に対し、5年間無利子とする。 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者の資金装備の意欲を喚起し、本市の漁業の維持と発展のため、次世代を担う漁業後継者の育成を図るため、国の利子補給制度に漁業後継者育成資金利子補給(県・市町)を上乗せする。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業近代化資金と漁業後継者育成資金(利子補給制度6,000万円) 基準金利は変動するが、国が1.25%の利子補給を行い、県(1.00%)と、市町(変動)が上乗せして利子補給補助し、借入れした漁業者は無利子とする。 		

農林水産業制度資金【一部の市町に利子補給のみ該当あり】

稲作経営安定特別対策資金利子補給事業	水田転作推進資金利子補給	調整方針
<p>【内容】</p> <p>自主米価格下落により稲作経営の安定を図るために必要となる資金を借り受けた農業者に対して利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p> <p>【内容】</p> <p>利子補給率：0.5%</p>	<p>【目的】</p> <p>水田農業確立対策の一環として、水稲から他作目への作付け転換を円滑に実施するため、水田転作推進資金を融資した融資機関に対して、利子補給を行う。現在採用はなく融資残高に対する利子補給のみを行う。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>借入期間が終了しているため、借入者への利子補給のみを新市に引き継ぐ。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)		農林水産関係事業の取扱いについて		
調整方針(案)		(5) 水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。		
		所管部会・分科会 農林水産部会 農業分科会		
水田農業ビジョン				
酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>策定団体 酒田市水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 32,927トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 518,576千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 目標:「自ら考え、自ら決定、自らが責任をもつ農業」 1 農業のあるべき方向 担い手農家、組織を中核にした地域営農の推進(担い手の育成) 農用地の効率的な利用(利用集積、団地化、計画生産の推進) 地域農業体系の再編(中核となる地域営農組織の育成) 転作による農業所得の確保(園芸振興作物の拡大) 地区特産作物の産地化</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 618.8Kg/10a 一律配分 生産作付率 74.0% (生産調整率 26.0%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 90.5%(予定) その他交付金 9.5%(予定)</p>	<p>策定団体 八幡地域水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月中旬 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 4,844トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 77,535千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 売れる米作りと園芸作物の拡大、定着を目指すことを念頭にビジョンを策定中。各作目について振興方向を標記。 1 農業のあるべき方向 販売を目的とした積極的な産地づくりに取り組む農業者を重点的に支援。 ・助成金額に出荷、非出荷の区分 中山間地に配慮した助成体系づくり ・団地加算を非採用 生産調整達成の堅持 ・互助、地域とも補償制度の継続 他施策との有機的連携 ・他単独事業等との手法分担</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 584.0Kg/10a 一律配分 生産作付率 69.6% (生産調整率 30.4%) ただし、各個人の配分数量は生産組合単位で傾斜配分する。</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 95.0%(予定) その他交付金 5.0%(予定)</p>	<p>策定団体 松山町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 3,690トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 71,315千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 消費者ニーズに対応した売れる米づくり 消費ニーズに対応した売れる米づくり ・良食味米の生産・特別栽培米の推進 安全、安心、環境に配慮した農産物づくり ・トレーサビリティ記帳の実践 ・減農薬、減化学肥料米の生産 産地の発展に向けて ・大豆の作付支援 ・園芸作物の振興 担い手の育成と集落営農の推進 ・担い手の確保と育成 ・地域営農の推進</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 587.5Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.4% (生産調整率 31.6%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 94.1%(予定) その他交付金 5.9%(予定)</p>	<p>策定団体 平田町水田農業推進協議会 完成予定 平成16年3月末 対策年度 平成16～18年度(3年間)</p> <p>県からの水稲生産数量目標配分 平成16年度 5,116トン 県からの産地づくり対策交付金配分額 平成16年度 99,574千円</p> <p>水田農業ビジョン(骨子) 1 農業のあるべき方向 地域の条件を活かした適地適産、経営の複合化の推進。 町内産米の競争力の強化。 水田を有効に利用した畑作物の振興。 担い手の育成と経営基盤の強化。 米の消費拡大と多面的機能の確保。</p> <p>2 基準単収及び水稲生産目標率 一律基準単収 586.6Kg/10a 一律配分 生産作付率 68.8% (生産調整率 31.2%)</p> <p>3 産地づくり対策交付金の活用方法 生産者への直接交付分 92.7%(予定) その他交付金 7.3%(予定)</p>	<p>水田農業ビジョンについては、各市町の計画を新市に引き継ぐ。</p> <p>水田農業ビジョンは、平成16年度からの新しい米政策で位置付けられた地域の水田農業の将来像を描くもので、平成15年度に各市町で、平成18年度までのビジョンを策定した。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業振興関係補助金等										
中山間地域等直接支払事業			中山間地域等直接支払交付金	13,307	中山間地域等直接支払交付金	9,199	中山間地域等直接支払補助金	13,481	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
農産物消費拡大推進事業	酒田市地産地消推進協議会交付金	200			地産地消推進事業費補助金	200	平田町地産地消推進協議会補助金 地産地消推進事業費補助金	200 169		
農村と都市との交流事業							農業体験学習事業推進補助金 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業補助金	153 500		
農業生産関係補助金等										
特定農山村総合支援事業			周年栽培促進事業費補助金 八幡町減農薬米生産推進事業費補助金 伝統芸能育成支援事業費補助金	750 300 60			園芸パワーアップ事業補助金 農業後継者育成事業委託料	400 70		
生産振興総合対策事業	生産振興総合対策事業費補助金 輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金 土地利用型農業活性化対策推進事業費補助金	3,960 306 711								
エコエリア推進事業	エコエリア推進事業費補助金	600					エコエリア推進事業費補助金	300		
青果物価格安定対策事業	青果物価格安定対策事業費負担金	1,475					野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業負担金	1		
価格差補てん事業	肉牛価格差補てん事業費補助金 肉豚価格差補てん事業費補助金	1,110 550	肉牛価格差補填金	330	庄内肉用牛枝肉価格差補填事業補助金	24	肉用牛枝肉価格差補填事業助成金 肉豚価格差補てん事業費補助金	100 140		
安全安心農産物対策事業	安全・安心農産物生産支援事業費補助金	3,310	八幡町安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	山形県安全農産物出荷集団育成事業費補助金	108	農産物残留農薬検査事業費補助金	306		
土づくり事業(堆肥投入対策)			有機性資源循環利用推進事業補助金	736			有機性資源循環利用推進事業費補助金	804		

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

国・県補助事業

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・林業水産分科会
----------	-------------------

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針	
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額		
農業経営改善関係補助金等										
農地流動化支援事業	農地流動化支援事業補助金	11,330	農地流動化支援事業補助金	300	農地流動化支援事業費補助金	600	農地流動化支援事業補助金	5,693	現行のとおり新市に引き継ぐ。	
土地改良関係補助金等										
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			担い手育成支援事業助成金	1,210			担い手育成支援事業助成金	1,463		
林業振興関係補助金等										
森林整備地域活動支援交付金	森林整備地域活動支援交付金	1,500	森林整備地域活動支援交付金	6,595	森林整備地域活動支援交付金	2,350	森林整備地域活動支援交付金	5,500		
漁業振興関係補助金等										
栽培漁業地域展開促進事業	栽培漁業地域展開促進事業費補助金	1,060								
漁業共済掛金補助金	漁業共済掛金補助金	1,580								
漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	漁業共済事業基盤整備強化対策費補助金	303								

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業振興関係補助金等

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
特産品づくり支援事業	飛島特産品づくり事業費補助金	657							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
フロンティア農業者育成事業	スーパー農家研修補助金	950							
青年農業者国内研修事業			青年農業者交流活動支援事業補助金	300	農業青年育成費補助金	80			
集落活性化推進モデル事業			集落活性化推進モデル事業補助金	150					
農業振興団体補助	地域農業振興協議会交付金	2,540	ポスト総パー一地区農業振興地域協議会運営費補助金	50	農業振興対策事業費補助金	1,000			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
農業女性グループ育成事業							農村女性グループ活動助成金	26	合併までに調整する。
農業振興関係負担金			営農連絡協議会負担金	41	営農対策協議会負担金	20			合併までに廃止する。

金額は平成16年度の当初予算額

水田営農対策関係補助金等

(単位:千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業	カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業費補助金	5,000	八幡町減農薬米生産推進事業費補助金	540	穀類乾燥調製貯蔵施設利用組合補助金	2,600			合併までに調整する。
生産組合支援事業	生産組合交付金	3,000	生産組合活動支援事業補助金 生産組合リーダー研修補助金	630 225	生産組合長会補助金	928	生産組合長報酬	1,296	
共同利用農機具購入補助事業	がんばれ酒田の米づくり事業費補助金	30,000					団地条件整備推進事業費補助金	4,000	
米生産調整対策事業			八幡町転作推進対策事業費補助金	1,555	生産調整推進事業費補助金	817	やる気のある担い手集団強化事業補助金 営農排水対策事業費補助金	4,200 300	
水田農業推進協議会	地区水田農業推進協議会交付金	1,498					水田農業推進協議会補助金	50	
麦大豆飼料等振興対策補助	県産大豆利用促進補助金	175							
米の消費拡大事業	米消費拡大推進事業負担金	2,036							

金額は平成16年度の当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業生産関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金	260			農業用使用済プラスチック回収システム整備推進事業費補助金	40	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会補助金	15	合併までに調整する。
園芸農業拡大推進事業	園芸農業拡大推進事業費補助金	80,000	やまがた園芸農業拡大推進事業補助金	28,989					
野菜・花き生産振興	花きブランド産地拡大推進事業費補助金	5,000							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
土づくり事業(堆肥投入対策)	鳥海南麓有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業費補助金	384	地域有機資源リサイクル型土壌熟化支援事業補助金	1,600	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業費補助金	297	鳥海南麓地域土づくり緊急対策支援事業補助金	1,040	平成17年度までは現行のとおりとし、その後統一する。
農業生産総合対策事業					土壌土層改良事業費補助金	1,050	農業生産総合対策事業補助金	1,300	平成18年度まで現行のとおりとし、その後廃止する。
特産振興対策補助			八幡町みずな産地化推進事業補助金	300	重点作目振興事業費補助金	400	地域特産品組織的生産支援事業補助金 赤ねぎ優良種子確保事業委託料	90 220	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
畜産環境対策補助事業	畜産環境整備推進事業費補助金	3,000					畜産環境保全対策事業補助金	810	
自給粗飼料増産総合対策事業	自給飼料増産推進事業費補助金	1,000	粗飼料利用促進事業補助金	360					
畜産共進会・共励会	畜産共励会負担金	180			松山・平田畜産共進会負担金 松山・平田畜産共進会補助金	120 32	平田・松山畜産共進会負担金	150	
家畜導入関係事業					家畜改良増殖対策事業	基金	平田町肉用牛特別導入事業	基金	
畜産関係補助金	基礎母牛群整備促進事業	550	受精卵移植推進協議会負担金 八幡町家畜防疫協議会負担金	150 75	人工授精事業費補助金 経営合理化事業補助金 家畜管理指導事業補助金	160 40 91	肉用牛間接検定対策事業費補助金 畜産振興協会活動助成金	100 1,071	
稲作振興関係補助金	庄内みどり農業協同組合上田種子生産組合負担金	100	土壌機能増進対策事業費補助金	4,314			特別栽培米生産振興補助金	270	

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会	農林水産部会 農業分科会
----------	--------------

農業経営改善関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
担い手農家育成事業			八幡町認定農業者育成支援事業補助金	2,000	認定農業者の会補助金	80			当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
認定農業者支援構造政策促進事業	認定農業者支援構造政策促進事業助成金	5,680			農地流動化支援事業費補助金	900			当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。
ニューファーマー育成支援事業	ニューファーマー育成支援事業 新分野チャレンジ支援事業補助金	2,499 2,000							

金額は平成16年度当初予算額

土地改良関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
単独土地改良事業補助金	小規模土地改良事業費補助金	5,000	八幡町農林水産業振興補助金	500			平田町単独土地改良事業補助金	500	合併時に酒田市の例により実施する。ただし、側溝整備事業は対象外とする。
農村広場維持管理事業			数河の池愛護会補助金	90					当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
鳥海南麓土地改良施設維持管理事業			鳥海南麓営農推進補助金	90	鳥海南麓維持管理組合補助金	45	鳥海南麓維持管理組合活動助成金 鳥海南麓営農対策事業助成金	243 990	当面現行のとおりとし、合併後3年程度までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)
 (6) 農林水産関係補助金については、次のとおり調整する。
 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 市町単独の補助金等については、合併までに統一の方向で調整する。ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

市町単独補助金等

所管部会・分科会 農林水産部会 林業水産・農業委員会分科会

林業振興関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
林業振興団体補助					林業クラブ補助金	16			合併までに調整する。
林業退職金共済事業補助	林業労働者退職共済掛金負担金	736							
特用林産物振興事業									当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
林業振興助成制度							ひらたの森林づくり推進交付金	2,000	
間伐実施事業	間伐実施事業費補助金	378	間伐実施事業補助金	5,959	間伐実施推進事業費補助金	1,817	間伐実施推進事業費補助金	6,770	
松くい虫防除事業			松くい虫防除事業補助金	74					

金額は平成16年度当初予算額

水産振興関係補助金等

(単位：千円)

事業事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
内水面漁業振興	漁業資源増殖種苗購入事業	460	魚族繁殖保護事業補助金	81	漁業組合補助金	80	最上川第八漁業魚族繁殖保護事業費補助金	45	合併までに調整する。

金額は平成16年度当初予算額

農業委員会関係補助金等

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整方針
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
土里夢の会支援事業	土里夢の会支援事業	150							当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

金額は平成16年度当初予算額

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																																																	
<p>酒田市農村環境改善センター (酒田市大字広野字上通249) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は各室とも各使用時間の区分ごとに500円とする。冷房料は各室とも各使用時間の区分ごとに200円とする。</p> <p>酒田市北部農民センター (酒田市大字本楯字新田目87-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~ 13:00</th> <th>13:00 ~ 17:00</th> <th>17:00 ~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>後継者研修室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:多目的ホール1,000円、その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	実習室	730円	730円	940円	研修室1	520円	520円	730円	研修室2	520円	520円	730円	会議室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円	加工実習室	730円	730円	940円	研修室	520円	520円	730円	後継者研修室	520円	520円	730円	健康相談室	520円	520円	730円	<p>八幡町大沢地区多目的集会施設 (八幡町上青沢字向芦沢154-5) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>営業を目的 としない</th> <th>営業を目的 とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室を使用しない場合</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室を併せて使用する場合</td> <td>1,200円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>新出地区集会施設 (八幡町新出字村ノ前51) 【使用料】 設定なし</p> <p>大沢地区生活改善センター 《大沢公民館併設》 (八幡町大蔵字脇254) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p> <p>日向地区生活改善センター 《日向公民館併設》 (八幡町上黒川字家ノ東57-1) 【使用料】</p> <p>1 地域の農林家並びに諸団体で農林業に関する経営・技術・生活改善・環境整備等、生活福祉向上のための諸研修及び諸会合に使用した場合は無料。 2 冷暖房に要する経費については、実費相当額を徴収すること下できる。 上記以外の目的で使用した場合の使用料については別途協議。</p>	区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする	調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円	調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円	<p>松山町町民センター (松山町字山田28) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本 使用料</th> <th>超過 使用料</th> <th>冷暖 房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1,880円</td> <td>500円</td> <td>1,720円</td> </tr> <tr> <td>生活改善実習室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>会議室 研修室等</td> <td>620円</td> <td>120円</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>10,080円</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照明器具一式</td> <td>2,520円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>放送設備一式</td> <td>2,250円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。 2 音楽会・演芸会等で会費又は入場料を徴収する場合及び営利を目的とする使用については、使用料の3倍とする。 3 宴会用に使用する場合は、5割増とする。 4 調理室には和室1室を含む。 5 使用料を減免する場合でも冷暖房費は徴収する。 6 ガス等燃料使用の場合は、その実費を徴収する。 7 結婚式及び披露宴等については、全館使用料(冷暖房・器具・設備一式含む)17,640円を徴収する。</p> <p>松山町柏谷沢地区農林漁家婦人活動促進施設 (松山町大字柏谷沢字水上沢18-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料	多目的ホール	1,880円	500円	1,720円	生活改善実習室	1,260円	370円	460円	会議室 研修室等	620円	120円	460円	全館	10,080円	1,260円		照明器具一式	2,520円	-	-	放送設備一式	2,250円	-	-	<p>平田町農村環境改善センター 《農村センター》 (平田町大字飛鳥字契約場70-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>調理研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第一研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第二研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>第三研修室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町農林漁家・婦人活動促進施設 《みどり館》 (平田町大字中野俣字備畑前89-1) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>共同作業場</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p>	区分	使用料 (1時間当り)	多目的ホール	700円	調理研修室	500円	保健室	400円	第一研修室	400円	第二研修室	400円	第三研修室	400円	和室	400円	区分	使用料 (1時間当り)	会議室(1)	200円	会議室(2)	200円	研修室	200円	共同作業場	500円	調理実習室	無料	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室1	520円	520円	730円																																																																																																																		
研修室2	520円	520円	730円																																																																																																																		
会議室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																																																		
多目的ホール	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																		
加工実習室	730円	730円	940円																																																																																																																		
研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
後継者研修室	520円	520円	730円																																																																																																																		
健康相談室	520円	520円	730円																																																																																																																		
区分	営業を目的 としない	営業を目的 とする																																																																																																																			
調理実習室を使用しない場合	1,000円	5,000円																																																																																																																			
調理実習室を併せて使用する場合	1,200円	5,500円																																																																																																																			
区分	基本 使用料	超過 使用料	冷暖 房料																																																																																																																		
多目的ホール	1,880円	500円	1,720円																																																																																																																		
生活改善実習室	1,260円	370円	460円																																																																																																																		
会議室 研修室等	620円	120円	460円																																																																																																																		
全館	10,080円	1,260円																																																																																																																			
照明器具一式	2,520円	-	-																																																																																																																		
放送設備一式	2,250円	-	-																																																																																																																		
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
多目的ホール	700円																																																																																																																				
調理研修室	500円																																																																																																																				
保健室	400円																																																																																																																				
第一研修室	400円																																																																																																																				
第二研修室	400円																																																																																																																				
第三研修室	400円																																																																																																																				
和室	400円																																																																																																																				
区分	使用料 (1時間当り)																																																																																																																				
会議室(1)	200円																																																																																																																				
会議室(2)	200円																																																																																																																				
研修室	200円																																																																																																																				
共同作業場	500円																																																																																																																				
調理実習室	無料																																																																																																																				

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																																																																								
<p>酒田市農村地域多目的集会施設 《大淵会館》 (酒田市大字広野字大淵56) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>会議室研修室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>多目的機能室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(会議室研修室500円)</p> <p>酒田市浜中農村研修センター (酒田市大字浜中字上村387-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>9:00 ~ 13:00</td> <td>13:00 ~ 17:00</td> <td>17:00 ~ 22:00</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>加工処理施設</td> <td>730円</td> <td>730円</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>図書室兼資料作成室</td> <td>520円</td> <td>520円</td> <td>730円</td> </tr> </table> <p>1 入場料を徴収する使用又は営利を目的とする使用の場合は、各室使用料の3倍の料金とする。 2 暖房料及び冷房料は使用時間の区分ごとの料金とする。(暖房料:大会議室1,000円その他500円、冷房料:200円)</p>	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円	調理実習室	730円	730円	940円	多目的機能室	520円	520円	730円	区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	大会議室	1,570円	1,570円	2,100円	加工処理施設	730円	730円	940円	会議室	520円	520円	730円	図書室兼資料作成室	520円	520円	730円	<p>八幡町生産物直売所 《鳥海高原家族旅行村》 (八幡町草津字湯ノ台149) 【利用料】 利用料は原則として徴しない。</p> <p>八幡町農産物直売・食材供給施設 《産直たわわ》 (八幡町法連寺字茅針谷地130-3) 【利用料金】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="2">利用料金(1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>利用区分</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>漬物加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>菓子加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>ジュース加工室</td> <td>1名当たり</td> <td>180円</td> </tr> </table> <p>八幡町農業者健康管理センター 《まいづる荘》 (八幡町市条字八森920-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td>営利を目的に使用</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>36畳 20,000円 12畳 10,000円 8畳 5,000円</td> </tr> <tr> <td>和室(1室につき)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室及び食堂</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>地域の農家並びに諸団体が農林業に関する会合以外に使用する場合の使用料。 1 上記の使用料に加算される料金。 (1) 冷暖房料(実費) 2 使用時間単位 (1) 午前 午前8時30分~午後0時30分 (2) 午後 午後1時00分~午後5時00分</p>	区分	利用料金(1時間当たり)		利用区分	金額	漬物加工室	1名当たり	160円	菓子加工室	1名当たり	180円	ジュース加工室	1名当たり	180円	使用区分	営利を目的に使用	会議室	36畳 20,000円 12畳 10,000円 8畳 5,000円	和室(1室につき)	2,000円	調理室及び食堂	5,000円	<p>松山町高齢者活動生活支援促進施設 《はつらつセンター》 (松山町大字地見興野字前割66) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>第1加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第2加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>第3加工研究室</td> <td>1,050円</td> <td>310円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 加工研究室には、休憩室及び付属施設一式を含む。 3 暖房を使用したときは、1回4時間を単位として420円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p> <p>松山町農産加工処理施設 (松山町字山田20-12) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>基本使用料</td> <td>超過使用料</td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>1,260円</td> <td>370円</td> </tr> </table> <p>1 基本使用料は、1回4時間以内とする。超過使用料は、超過1時間ごとに加算する額とする。 2 作業室は休憩室1室及び付属施設一式を含む。 3 冷暖房を使用したときは、1回4時間を単位として460円を徴収する。 4 使用料を減免する場合でも暖房料は徴収する。 5 ガス等燃料使用の場合は、その実費を別に徴収する。</p>	名称	基本使用料	超過使用料	第1加工研究室	1,050円	310円	第2加工研究室	1,050円	310円	第3加工研究室	1,050円	310円	名称	基本使用料	超過使用料	作業室	1,260円	370円	<p>平田町高齢者活動・生活支援促進機械施設 《あすか》 (平田町大字飛鳥字契約場80) 【使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>使用料 (1時間当たり)</td> </tr> <tr> <td>健康管理室</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>・興行や営利を目的とする場合は、所定の使用料の5倍の額とする。 ・冷暖房の使用料は、所定の使用料に0.4を乗じた額とする。</p> <p>平田町鳥海南麓管理休養施設 (平田町大字山楯字南山20-2) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町十二滝農産物直売所《滝の茶屋》 (平田町大字北俣字小槌山3-9) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町産地形成等促進施設《めんたま畑》 (平田町大字飛鳥字堂之後83-3) 【使用料】 設定なし</p>	区分	使用料 (1時間当たり)	健康管理室	400円	小研修室	200円	大研修室	500円	大会議室	500円	調理実習室	500円	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																									
会議室研修室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																									
調理実習室	730円	730円	940円																																																																																									
多目的機能室	520円	520円	730円																																																																																									
区分	9:00 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00																																																																																									
大会議室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																									
加工処理施設	730円	730円	940円																																																																																									
会議室	520円	520円	730円																																																																																									
図書室兼資料作成室	520円	520円	730円																																																																																									
区分	利用料金(1時間当たり)																																																																																											
	利用区分	金額																																																																																										
漬物加工室	1名当たり	160円																																																																																										
菓子加工室	1名当たり	180円																																																																																										
ジュース加工室	1名当たり	180円																																																																																										
使用区分	営利を目的に使用																																																																																											
会議室	36畳 20,000円 12畳 10,000円 8畳 5,000円																																																																																											
和室(1室につき)	2,000円																																																																																											
調理室及び食堂	5,000円																																																																																											
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																										
第1加工研究室	1,050円	310円																																																																																										
第2加工研究室	1,050円	310円																																																																																										
第3加工研究室	1,050円	310円																																																																																										
名称	基本使用料	超過使用料																																																																																										
作業室	1,260円	370円																																																																																										
区分	使用料 (1時間当たり)																																																																																											
健康管理室	400円																																																																																											
小研修室	200円																																																																																											
大研修室	500円																																																																																											
大会議室	500円																																																																																											
調理実習室	500円																																																																																											

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																													
<p>庄内バイオ研修センター (酒田市大宮町四丁目9-3) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(半日)</th> <th rowspan="2">冷暖房 (半日)</th> </tr> <tr> <th>市内に 居住</th> <th>その他の もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>1,570円</td> <td>3,140円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>実験室</td> <td>2,620円</td> <td>5,240円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>520円</td> <td>1,040円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までとする。</p> <p>酒田市飛島海づり公園 (酒田市飛島字勝浦乙173番地先) 【入園等料金】 設定なし(平成16年度より無料化。)</p>	区分	使用料(半日)		冷暖房 (半日)	市内に 居住	その他の もの	研修室	1,570円	3,140円	1,000円	実験室	2,620円	5,240円	1,000円	展示ホール	520円	1,040円	-		<p>松山町土淵集会所施設 (松山町大字土淵字新田町112-1) 【使用料】 設定なし</p> <p>松山町南部地区物乾燥調製施設 (松山町大字地見興野字村東19-1) 【利用料金】 (107-ル当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥調製料</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>松山町広域総合交流促進施設 《眺海の森さんさん》 (松山町大字土淵字大平1-59) 【利用料金】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">休憩 及び 集会</td> <td>和室</td> <td>3,000円以内</td> <td rowspan="4">1回4時間 以内とする。</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>3,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間1/2</td> <td>7,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大広間全 室</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td>入浴</td> <td>入浴</td> <td>500円以内</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊</td> <td>和室</td> <td>6,000円以内</td> <td rowspan="2">1人1泊 素泊料</td> </tr> <tr> <td>洋室</td> <td>7,000円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 小学生以下の利用料金は25%引きとする。ただし、休憩及び集会での利用には適用しない。</p> <p>松山町広域総合交流体験農園 (松山町大字土淵、平田町大字田沢地内) 【利用料金】 設定なし</p> <p>松山町生産物直売所《ぐるぐるグリーン》 (松山町大字土淵字大平1-49) 【使用料】 設定なし</p>	区分	利用料の上限	乾燥調製料	20,000円	名称	利用料金	摘要	休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間 以内とする。	洋室	3,000円以内	大広間1/2	7,000円以内	大広間全 室	10,000円以内	入浴	入浴	500円以内	1人	宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料	洋室	7,000円以内		当面現行のとおりとし、合併後に調整する。
区分		使用料(半日)			冷暖房 (半日)																																												
	市内に 居住	その他の もの																																															
研修室	1,570円	3,140円	1,000円																																														
実験室	2,620円	5,240円	1,000円																																														
展示ホール	520円	1,040円	-																																														
区分	利用料の上限																																																
乾燥調製料	20,000円																																																
名称	利用料金	摘要																																															
休憩 及び 集会	和室	3,000円以内	1回4時間 以内とする。																																														
	洋室	3,000円以内																																															
	大広間1/2	7,000円以内																																															
	大広間全 室	10,000円以内																																															
入浴	入浴	500円以内	1人																																														
宿泊	和室	6,000円以内	1人1泊 素泊料																																														
	洋室	7,000円以内																																															

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産分科会

農林水産関係施設(農村広場等)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針									
<p>本橋農村広場 (酒田市大字城輪字鏡田地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>万里の松原 (酒田市大字高砂字能登山124) ・営林署管理 134haの内 104.47ha(78%) ・酒田市管理 134haの内 29.53ha(22%) 【使用料】 設定なし</p> <p>東山森林公園 (酒田市大字北沢字八森14) 【使用料】 設定なし</p>	<p>数河の池 (八幡町升田字西山地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>松山町多目的運動公園 (松山町大字山寺字見初沢64) 東山農村公園 (松山町大字山寺字内山20-75) 【使用料】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球及びサッカー場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>パラグライダー練習場</td> <td>1回</td> <td>1,260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用料は、1回4時間以内とする。 2 町の区域に住所を有する者並びに松山町立保育所及び小・中学校の管理下における場合は徴収しない。 3 パラグライダー練習場には野球及びサッカー場を含む。</p>	名称	区分	使用料	野球及びサッカー場	1回	1,260円	パラグライダー練習場	1回	1,260円	<p>平田町金谷親水水路広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町飛鳥沼公園 (平田町大字飛鳥地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町新溜親水広場 (平田町大字山谷地内) 【使用料】 設定なし</p> <p>平田町親水広場 (平田町大字砂越地内) 【使用料】 設定なし</p>	<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>
名称	区分	使用料											
野球及びサッカー場	1回	1,260円											
パラグライダー練習場	1回	1,260円											

農林水産関係施設(放牧場)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
	<p>大台野牧場 (八幡町草津字藤平台3) 【使用料】 放牧家畜1日につき 270円 (ただし、種付けの必要のある牛については、300円とする。)</p>			<p>当面現行のとおりとし、合併後に調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(7) 農林水産関係施設の使用料等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。ただし、農村公園及び市民農園については、合併までに調整する。

所管部会・分科会

農林水産部会 農業分科会

農村公園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針												
<p>酒田市古川農村公園 ほか20ヶ所</p> <p>舟止め広場 (酒田市大字漆曾根地内)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,050円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,150円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,050円	<p>前川農村公園 (八幡町前川字前田101)</p> <p>大島田農村公園 (八幡町大島田字・艾田90)</p> <p>岡島田農村公園 (八幡町岡島田字俵田48)</p> <p>平沢農村公園 (八幡町北平沢字稻荷町49)</p> <p>寺田農村公園 (八幡町寺田字道ノ下21-1)</p> <p>【公園使用料】</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td colspan="2">3.3平方メートルにつき</td> </tr> <tr> <td>商行為・催物等</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>・使用面積の算定しにくい場合 1件 3,000円 備考 3.3平方メートル未満の端数は、3.3平方メートルとする。</p>	区分	3.3平方メートルにつき		商行為・催物等	1日	1,000円	<p>上茗ヶ沢農村公園 (松山町大字茗ヶ沢字沢尻98-1)</p> <p>山寺農村公園 (松山町大字山寺字十ノ木82)</p> <p>白ヶ沢農村公園 (松山町大字白ヶ沢字内畑14-3)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>山元農村公園 (平田町大字山元字古山神16-4)</p> <p>円能寺農村公園 (平田町大字中野俣字円能寺105)</p> <p>山楯農村公園 (平田町大字山楯字北山39-45)</p> <p>飛鳥農村公園 (平田町大字飛鳥字中島320外)</p> <p>楢橋農村公園 (平田町大字楢橋字上川原362外)</p> <p>【公園使用料】 設定なし</p>	<p>合併までに調整する。</p>
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,050円														
区分	3.3平方メートルにつき															
商行為・催物等	1日	1,000円														

市民農園

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>酒田市市民レクリエ-ション農園 (酒田市北千日堂前字松境24番地、25番地の1、25番地の2、34番地及び35番地)</p> <p>設置区画数 122区画 農園基準 1区画33㎡ 使用形態 南区画・北区画の2地区での運営 1年毎の更新 利用期間 4月1日～12月25日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>			<p>平田町市民農園《パノラマ農園》 (平田町大字山楯字南山95)</p> <p>設置区画数 63区画 農園基準 1区画50㎡ 使用形態 1年毎の更新 利用期間 4月29日～11月の最終金曜日 【使用料】 入園料 5,000円 (1区画ごと1利用期間につき)</p>	<p>合併までに調整する。</p>

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12) 農林水産関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (8) 森林整備計画については、現計画を新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会 農林水産部会 林業水産分科会

森林整備計画

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針																																
<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】 地域森林計画(山形県)の対象となっている 民有林について、森林法第10条の5の規定に 基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に 関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】 酒田市森林整備計画</p> <p>・計画期間 自 平成15年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>2,485ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>1,886ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>1,412ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>75%)</td> </tr> </table>	林野面積	2,485ha	うち民有林面積	1,886ha	うち人工林面積	1,412ha	(人工林率	75%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】 地域森林計画(山形県)の対象となっている 民有林について、森林法第10条の5の規定に 基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に 関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】 八幡町森林整備計画</p> <p>・計画期間 自 平成15年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>17,301ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>5,014ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>3,807ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>76%)</td> </tr> </table>	林野面積	17,301ha	うち民有林面積	5,014ha	うち人工林面積	3,807ha	(人工林率	76%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】 地域森林計画(山形県)の対象となっている 民有林について、森林法第10条の5の規定に 基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に 関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】 松山町森林整備計画</p> <p>・計画期間 自 平成15年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>2,154ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>1,922ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>1,473ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>77%)</td> </tr> </table>	林野面積	2,154ha	うち民有林面積	1,922ha	うち人工林面積	1,473ha	(人工林率	77%)	<p>市町村森林整備計画</p> <p>【内容】 地域森林計画(山形県)の対象となっている 民有林について、森林法第10条の5の規定に 基づき、伐採、造林、保育その他森林の整備に 関して、5年毎に策定する10年間の計画。</p> <p>【現在の計画】 平田町森林整備計画</p> <p>・計画期間 自 平成15年 4月 1日 至 平成24年 3月31日</p> <p>・森林面積</p> <table border="0"> <tr> <td>林野面積</td> <td>14,596ha</td> </tr> <tr> <td>うち民有林面積</td> <td>4,713ha</td> </tr> <tr> <td>うち人工林面積</td> <td>3,416ha</td> </tr> <tr> <td>(人工林率</td> <td>72%)</td> </tr> </table>	林野面積	14,596ha	うち民有林面積	4,713ha	うち人工林面積	3,416ha	(人工林率	72%)	<p>現計画を、新市に引き継ぐ。</p> <p>森林整備計画は5年毎に策定されるが、次回 策定期間が1市3町とも同一であるため、次回 策定期間である平成19年度に新市の森林整備 計画を策定する。</p>
林野面積	2,485ha																																			
うち民有林面積	1,886ha																																			
うち人工林面積	1,412ha																																			
(人工林率	75%)																																			
林野面積	17,301ha																																			
うち民有林面積	5,014ha																																			
うち人工林面積	3,807ha																																			
(人工林率	76%)																																			
林野面積	2,154ha																																			
うち民有林面積	1,922ha																																			
うち人工林面積	1,473ha																																			
(人工林率	77%)																																			
林野面積	14,596ha																																			
うち民有林面積	4,713ha																																			
うち人工林面積	3,416ha																																			
(人工林率	72%)																																			

北庄内合併協議会資料(第4小委員会資料)

協定項目24-(12)	農林水産関係事業の取扱いについて
-------------	------------------

調整方針(案)	(9)農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。
---------	---

所管部会・分科会	農林水産部会 農業・農業委員会分科会
----------	--------------------

農林水産関係証明書発行手数料

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農政課で行い、手数料は、市民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地の転用の確認、異動及び耕作等の証明書(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、税務住民課にてその他諸証明(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地転用移転及び耕作等の証明(300円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は産業建設課で行い、手数料は、税務町民課にてその他諸証明(400円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、その他諸証明(400円)として取り扱っている。</p>	<p>【農業振興地域に関する証明】 証明内容の確認作業は農林課で行い、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p> <p>【耕作証明書】 耕作証明書、引き続き農業経営を行っている証明書、その他証明書を発行し、手数料は、農地関係手数料(300円)として取り扱っている。</p>	<p>農林水産関係証明書の発行手数料については、新市の住民窓口手数料のその他証明手数料を適用する。</p> <p>参考 新市の住民窓口手数料のその他証明手数料については、1通あたり400円で統一することで提案されている。</p>